

地域建設業経営強化融資制度利用手順

【スキームの説明】

- ① 建設業者（元請）は利用に先立ち、茨城県建設業協同組合、(株)建設経営サービス又は東日本建設業保証(株)に照会する。
- ② 建設業者は将来受け取る工事代金の債権（公共工事請負代金債権）を茨城県建設業協同組合又は(株)建設経営サービスに債権譲渡することについて公共工事発注者に承諾を得る。
- ③ 建設業者は、茨城県建設業協同組合又は(株)建設経営サービスに当該債権を譲渡する。
- ④ 茨城県建設業協同組合又は(株)建設経営サービスは、当該工事の出来高査定を行った後、金融機関から転貸資金の融資を受ける。
- ⑤ 建設業者は、茨城県建設業協同組合又は(株)建設経営サービスから転貸融資を受ける。
- ⑥ 建設業者は出来高を超える部分（未完成工事部分）について、東日本建設業保証(株)の債務保証（公共工事金融保証）を受け、金融機関から直接融資を受ける。
- ⑦ 当該工事の完成の確認後、公共工事発注者は、茨城県建設業協同組合又は(株)建設経営サービスに残工事代金を支払う。

【精算手続きー⑦以降の手続き】

- ⑧ 茨城県建設業協同組合又は(株)建設経営サービスは、建設業者への貸付金を精算後、残余代金を東日本建設業保証(株)に支払う。
- ⑨ 東日本建設業保証(株)は、金融保証付き融資金額を金融機関に返済し、残余代金を建設業者に支払う。

■融資額の算出（モデルケース）

- 【前提条件】
- ① 請負金額 1億円
 - ② 前払金 5,000万円
 - ③ 工事出来高 70%
 - ④ 違約金 1,000万円（付保割合10%）
 - ⑤ 希望融資金額 2,000万円

(1) (株)建設経営サービスの転貸融資（計算例）
(1億円×70%－5,000万円－1,000万円)×90%（担保掛目） = 900万円【転貸融資金額】

(2) 東日本建設業保証(株)の金融保証付き融資（計算例）
2,000万円【希望融資金額】－900万円【転貸融資金額】 = 1,100万円【金融保証付き融資金額】

■工事完成後の工事残代金の精算（モデルケース）

- 【前提条件】
- ① 工事残代金額 5,000万円（1億円－5,000万円）
 - ② 違約金充当額 0円

- (1) 発注者から(株)建設経営サービスへの支払金額 5,000万円（工事残代金額）
- (2) (株)建設経営サービスによる融資金額への充当額 900万円 **【転貸融資金額】**
- (3) (株)建設経営サービスから東日本建設業保証(株)への支払金額 4,100万円（5,000万円－900万円）
- (4) 東日本建設業保証(株)による金融機関への返済金額 1,100万円 **【金融保証付き融資金額】**
- (5) 東日本建設業保証(株)から建設業者への支払金額 3,000万円（4,100万円－1,100万円）